

特集

1

障害者権利条約とこれからの 入所施設支援



宗澤忠雄

埼玉大学准教授

主張

障害者権利条約の批准によって、これからの入所施設支援には支援付意思決定とインクルーシブな地域生活を権利として実現する支援が必要不可欠である。これらの課題を真正面から受けとめて、新しい時代の権利保障を切り拓く協働の輪をみんなで作ってあげよう！

はじめに

昨年2月、わが国はようやく障害者権利条約(以下、「権利条約」と略)を締結した。世界140番目の批准国であったという事実は、これまでのわが国の現状と権利条約との大きな間隙を是正する長い年月が必要であったことを示している。例えば、成年後見制度の利用が選挙権の剥奪につながる従来の公職選挙法の規定は、権利条約の指示する人権と相容れるものではなかったのである。そして、私たちがこれまでの支援において、判断の基準や常識(場合によっては良識)としてきたものの中には、権利条約からあらためて点検する必要に迫られる課題がある。

本論は、この課題について「支援付意思決定」と「地域生活の権利」を中心に考察するものである。なお、権利条約の条文は紙数の関係からほとんど引用しないこととし、「支援付意思決定」と「意思決定支援」の違いについては、前者を障害のある人を主体にとらえる場合に、後者を支援者の営みとしてとらえる場合にそれぞれ使用する用語としたことをあらかじめお断りしておく。

入所施設支援に係わる権利条約のエッセンス

障害のある人の地域生活とその実現に必要な支援をトータルに考慮するには、権利条約とその批准に伴う新たな法制度のすべてを踏まえなければならない。しかし、ここでは入所施設の現状との関連で特に重要な権利条約の第12条と第19条をエッセンスとして行論を進める。

第12条は権利条約の核心であり、「法律の前に等しく認められる権利」を定めている。ここでは、一切の例外なく、すべての障害者が法的権利を「行使する」主体として平等であることを明確にしている。そこで、障害の「重さ」を理由に代行意思決定をもっぱら正当化することは容認されず、支援付意思決定の実現が求められることとなる。意思決定支援は、「何を食べるか」等の日常的意思決定を含め、障害のある人が一般市民と同等に社会への参画と法的権利の行使を実現するための合理的配慮の一つにほかならない。合理的配慮の否定は差別であり、成年後見における後見類型の改廃も回避できない課題と指摘されている。¹⁾

第19条は、「自立した生活及び地域社会への包容」として、地域社会へのインクルージョンに資する支援を受けることを含めた地域生活の権利を定めている。ここでは、居住地をどこにして「誰と生活するか」を選択する支援付意思決定が権利であるとともに、「特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明らかにされている。

このようにみえてくると、権利条約の批准とそれに伴う国内法の整備によって、支援付意思決定とインクルーシブな地域生活を権利として実現するための具体的な手立てと戦略を明確にすることが、これからの入所施設支援に負わされた課題だということができる。

支援付意思決定

まず、支援付意思決定がすべての障害者の権利であることの根拠は、すべての人間がそれぞれの人にふさわしい「願い」「迷い」「悩み」を持って生きていることにあることを明言しておきたい。「願い」「迷い」「悩み」等があるからこそ、これらを貫いて「願い」を育み、それぞれの人の「願い」に基づく生活と人生を築くための支援が必要なのである。どのように重い障害があろうとも、生理的な快・不快をめぐるレベルの「願い」を含め、何らかの「願い」を持たない人間は存在しない。この「願い」を把握して支援の起点に据え、それをさらに深め育む協働のプロセスが意思決定支援である。支援付意思決定をスルーして周囲の人たちがおぼろげに代行意思決定するのは、たとえ障害のある人の安全・安心等の「最善の利益」を考慮してのものであるとしても、障害のある人が生活と人生の主人公になる権利を剥奪することになりかねないのである。

次に、支援付意思決定には、方法論的な手立てと戦略を具体化する課題がある。いきなり代行意思決定を全面否定したところで、すべての障害のある人の権利

がただちに実現されるわけではない。障害者総合支援法が「3年を目途に」再検討するという意味はここにある。

2005年、イギリス意思能力法の行動指針では、あらゆる意思決定支援を講じた上でなお代行意思決定しか手立てのないことが証明された場合にのみ、本人の最善の利益を実現する観点からの代行意思決定が承認されることを例示している。ここでは、たとえば言語的な意思表示のできない人であるとしても、自分の住みたいところを本人の意思決定に基づく選択とするために、候補地のすべてを本人と巡回し、それぞれの居住場所での本人の表情や様子を立場の異なる複数の支援者が観察することによって、本人の意思決定にアプローチする手立てが具体的に示されている。²⁾言語的な意思表示ができないなら代行意思決定だとする機械的な判断は、それぞれの人の生い立ちや障害特性に応じた個別的环境上の配慮である合理的配慮を否定することになるのである。

そこで、代行意思決定をできる限り克服していくための漸進的な戦略が必要である。例えば、いささかでも意思疎通のできる人の場合には徹底した支援付意思決定を原則とし、意思の疎通と確認が著しく困難な状態にある場合は、常に意思決定支援を模索・追求しつつ、やむを得ない場合、個別の課題ごとに一定の手続きを経て、最善の利益を実現する観点から代行意思決定するルールを定めておくなどである。

ここでは、多様な拡張・代替コミュニケーションの活用を図ることは無論のこと、iPad等のタブレット端末を用いたコミュニケーション・ツールの活用が今日の特別支援教育において急速に開発されつつあり、これらの成果からも学ぶことが大切である。³⁾

さらに、意思決定に著しい困難のある人については、脳科学や支援ロボットの開発によって、意思決定支援に資する新たな技術開発の進むことが十分に予想



される。肢体不自由について従来なら義肢・装具の活用にとどまっていたものが、神経を走る微弱な電流を捨てることによって意思を読み通り、動作自立を支援するロボットが今日実用化しているように、今後の意思決定支援に関する科学技術の発展と活用には注目していく必要がある。

最後に、自立（自律）支援としての意思決定支援の中身を個別具体的に吟味する課題がある。「願い」を突き抜けて自己実現をはかるためには、「葛藤感情」を保持して「悩む力」や、悩んだ末に「折り合いをつける力」等を育む支援が豊かに構想されなければならない。そのためには、一つ一つの意思決定をともに振り返り、「満足した意思決定」「不満の残る意思決定」「煮え切らない意思決定」のそれぞれの要因や反省点を明らかにしていく協働作業が必要不可欠である。

地域社会へのインクルージョン

地域生活の権利は、入所施設をただちに否定するものではない。権利条約は障害のある人が危険にさらされない権利も明確にしておき、地域生活支援の現実との兼ね合いで、地域生活移行がにわかには望みえない人の、支援付意思決定（真にやむを得ない場合は、代行意思決定を含めて）による施設生活は権利として承認されるべきである。もちろん、すべての障害のある人の安心できる地域生活を目指して、グループホーム・ホームヘルプサービス・相談支援などの多様な支援の拡充と連携は不断に追求されなければならない。

大切なことは、地域社会へのインクルージョンが内実をもって実現できているのかという点にある。日々の暮らしと日中活動のほとんどが一つの法人事業者の支援サービスによって自己完結する実態にあるとすれば、それは地域社会へのインクルージョンが実現しているとは評価しがたい。多様な立ち位置の地域の人た

ちとの「顔の見える」豊かな人間関係が築かれる中に、地域生活を実現する支援プロセスを成立させていくことが、地域社会へのインクルージョンの要件であると考えられる。その根拠は次の通りである。

まず、障害のある人が生活と人生の主人公であることを担保する支援付意思決定を実現するには、様々な立場・考え方の人との自由な交流が不可欠である。障害のある人を施設が囲い込むような閉鎖性を排除する観点を含め、多元的な支援システムの中で障害のある人と地域の人たちの互酬的関係を構築することが必要である。つまり、地域社会の一員となる支援である。

二つ目は、親密圏に^{いかり}錨を降ろした地域社会へのインクルージョンを展望する必要からである。日常の支援付意思決定（何を食べ、どんなおしゃべりをするか等）に彩られる暮らしがあり、その日々が地域社会の多彩な人間関係に包まれた協働のプロセスとなることがインクルージョンにほかならない。家族や施設・グループホーム内の人間関係による親密圏の慈しみ合いに根を張り、多元的な支援システムによる地域社会への協働的なインクルージョンに葉と花を開くのである。こうしてはじめて、障害のあるなしにかかわらずすべての人たちが共有する公共圏が展望できるようになる。支援付意思決定とインクルージョンの発展は、障害のある人の「願い」や「悩み」を公共圏で万人が共有するものとなり、法制度の抜本的改善に通じる道を拓くだろう。

【参考文献】

- 1) 新井誠「障害者権利条約と成年後見法」『実践成年後見』No. 41, 民事法研究会, 13 - 30 頁, 2012 年
- 2) 『2005 年イギリス意思能力法・行動指針』民事法研究会, 2009 年
- 3) 特集「『意思決定支援』で自分らしく生きる」『特別支援教育の実践情報』No. 156, 明治図書, 2013 年